

令和3年
8月1日から

被保険者証・負担割合証の色が変わります！

介護保険被保険者証とは？

介護保険の認定申請や介護サービスを利用する時に必要になる「保険証」です。

- ・第1号被保険者（65歳以上の人）全員を対象に交付されています。
- ・第2号被保険者（40歳から64歳までの人で医療保険に加入している人）で要支援・要介護の認定を受けた人にも交付されています。



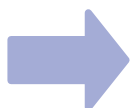
青色

から

うすだいい色

に変わります

介護保険被保険者証 (従前)



介護保険被保険者証 (新)

- ・従前の青色の被保険者証はこれまでと同様に使用できます。
- ・色が変わったことにより、従前の青色の被保険者証をお持ちの人へ新しい色の被保険者証を発送することはありません。

介護保険負担割合証とは？

介護サービスを利用する時に被保険者証と一緒に必要になるものです。

介護サービスを利用する時に支払う利用者負担の割合が記載されています。

要支援・要介護の認定を持っている人、または介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の対象となっている人に交付されています。

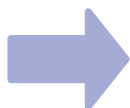
水色

から

きみどり色

に変わります

介護保険負担割合証 (従前)



介護保険負担割合証 (新)

- ・従前の水色の負担割合証は令和3年7月31日まで使用できます。
- ・令和3年8月1日以降の分の負担割合証は、令和3年7月中に発送します。（対象となる人のみ）